悪臭に係る規制方法の変更について

1 変更理由

現在、本市では、悪臭防止法(以下「法」という。)の規制方法として、アンモニア、硫化水素等、不快な臭いの原因となる22種類の「特定悪臭物質」について濃度規制(以下「物質濃度規制」という。)を採用しています。しかし、物質濃度規制では、未規制物質や低濃度の臭気が複合した悪臭への対応が困難であることから、人間の嗅覚を用いる臭気指数規制の導入を予定しています。

2 臭気指数について

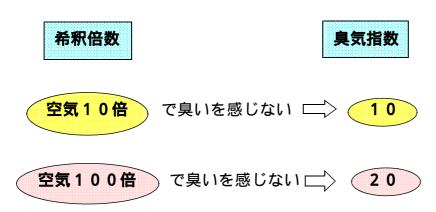
臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて臭いの程度を数値化したものです。

具体的には、元の臭いを人間の嗅覚で感じられなくなるまで無臭空気で薄めた時の 希釈倍率を求め、その常用対数に10を乗じた値です。

臭気が強くなるほど臭気指数も高くなります。

臭気指数 = $1.0 \times Log($ 希釈倍数 $^*)$

*希釈倍数:臭いを無臭空気で希釈した時に、臭いを感じなくなった時の倍数。



3 規制内容

(1)規制対象

すべての工場・事業場

- *一般家庭からの臭気は規制の対象外とします。
- (2)規制地域

茨木市内全域

- *公正な行政遂行の観点から市内全域を規制地域とします。
- (3)規制基準

敷地境界線上の規制基準(法第4条第2項第1号) 臭気指数「10」とします。

*法施行規則では、敷地境界線上における臭気指数に係る規制基準を10~21の範囲で定めることとしています。

気体排出口の規制基準(法第4条第2項第2号)

煙突の高さや口径等から工場、事業場ごとに臭気指数の基準値が決められます。

*排出口から拡散した臭気が敷地境界線上の着地地点において敷地境界線上の 規制基準以下になるために、排出口において満たさなければならない基準で す。

排出水の規制基準(法第4条第2項第3号)

臭気指数「26」とします。

*敷地境界線上の規制基準「10」+16です。

(法施行規則第6条の3に規定)

(4)施行日

平成24年(2012年)4月1日